

様式第一（第2条関係）

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の協議書

平成30年7月30日

関東経済産業局長 角野 然生 殿

早川町長 辻 一 幸 ㊟

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### 早川町の人口構造

平成23(2011)年度は1,275人であった人口は4年間で1,133人まで減少し、11.1%減少している。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成32(2020)年には、869人まで減少すると推計されている。また、徐々に高齢化が発展していることから、今後、少子・高齢化の進行により労働力不足が懸念される。

##### 早川町の産業構造及び中小企業者の実態

早川町の産業はサービス業の町内事業者が中核であり、中小企業等が地域経済や地域生活を支える基盤として大きな役割を担ってきた。しかしながら、早川町では、高齢化が進行し現在、将来的な担い手不足が深刻となっている。これらは、サービス産業以外でも、人材不足、後継者不足という課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題であり、今後の町の活性のためにも経済の持続的な発展が必要とされる。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業者の生産性向上を図る。これを実現するため、計画期間中に1件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取り組みを促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端

設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

早川町の産業は特定の地域に集中せず、町内全域に立地していることから、対象地域は町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

当町の産業は幅広い業種が町の経済・雇用を支えているため、対象業種・事業は労働生産性が年平均3%以上向上するすべての業種・事業とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国の同意日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取得を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、計画の認定対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。